

令和3年度豊明市認可保育所等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の保育所を設置する者、同法第39条の2第1項の幼保連携型認定こども園を設置する者、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する者等に対し、予算の範囲内で施設の整備等に要する費用を補助することについて、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号。以下「規則」という。）、保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日厚生労働省発0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「交付要綱」という。）、保育所等改修費等支援事業実施要綱（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可保育所等設置支援事業の実施について」別添1。以下「実施要綱」という。）及び愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱（平成21年10月14日付け21子支第408号愛知県健康福祉部長通知。以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 認可保育所等施設整備事業 交付要綱第3項に規定する保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業及び県要綱第2条第1号に規定する保育所緊急整備事業

(2) 小規模保育改修費等支援事業 実施要綱第3項第2号に規定する小規模保育改修費等に係る事業

2 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる費用を除く。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）

に要する費用

- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設の整備等として適当と認められない費用
(対象者等)

第3条 補助の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条に基づき特定教育・保育施設又は同法第43条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型に限る。）として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付し、その額は、1事業所当たり別表に定める対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、別表の第3欄に定める額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第2項の規定により付する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2号の確認が受けられない場合又は10年以上継続して運営ができない場合は、補助金の返還を行うこと。
- (2) 3月15日までに事業を完了すること。
- (3) 翌年度4月1日までに、整備又は改修事業の対象となる施設等において保育を開始すること。
- (4) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (5) 事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、この期間を経過した後においても、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に展開する組織の一支部（支社、支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(10) 事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

(12) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(13) 第2号から前号までの規定により付した条件に違反した場合には、市長は、この補助金の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 施設の配置図及び各室面積表

(2) 費目別設計書（見積書、内訳明細書等）

(3) 工事施工前後の施設の立面図、平面図等

(4) 賃貸借契約書の写し等賃借料等が確認できる書類（補助対象経費に賃借料等を含む場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(状況報告)

第7条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の対象となった事業に係る工事の契約又は変更契約を締結したときは、契約締結報告書（様式第1号）により、契約又は変更契約を締結した日から5日以内に、市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、工事に着手したときは、工事着手報告書（様式第2号）により着手した日から5日以内に、市長に報告しなければならない。

3 交付決定者は、常に工事の進捗状況を把握し、市長から工事の進捗状況の報告を求められたときは、工事進捗状況報告書（様式第3号）により速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に、次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（1） 施設の整備等に係る契約書及び領収書の写し（補助金の交付後に支払いを完了する場合は、支払い後速やかに提出すること。）

（2） 工事施工前後の工事箇所の写真

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、交付決定者から提出される規則第11条第1項の補助金等交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第4条関係）

1 区分	2 対象経費	3 上限額
認可保育所等施設整備事業	次に掲げる費用。ただし、他の補助金等の対象経費とする費用は除く。 （1） 本体工事費 ア 施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含	次の各号に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額 （1） 保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業 交付要綱第8項第

	<p>む。以下同じ。)</p> <p>イ 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ウ 実施設計に要する費用</p> <p>エ 開設準備に必要な費用</p> <p>オ 新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。)</p> <p>カ 定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金</p> <p>(2) 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p> <p>ア 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>イ 仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>1号から第3号までに掲げる事業の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める交付額に、8分の9（同項第1号イ、第2号イ及び第3号イについては2分の3）を乗じて得た額</p> <p>(2) 保育所緊急整備事業</p> <p>県要綱第3条に規定する補助基本額に4分の3を乗じて得た額</p>
<p>小規模保育改修費等支援事業</p>	<p>次に掲げる費用。ただし、他の補助金等の対象経費とする費用は除く。</p> <p>(1) 改修費等 賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に必要な工事費、工事請負費、工事事務費等</p> <p>(2) 賃借料等 改修等を行う既存建</p>	<p>1,650万円（平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針につい</p>

	<p>物の賃借料（工事着工の日から開所の日の前日（工事完了の日の属する年度の翌年度以降に開所する場合は、工事完了の日の属する年度の3月31日）までのものに限る。）及び礼金等（敷金、保証金等を除く。）。ただし、礼金等は賃借料の6か月分を上限とする。</p>	<p>て」に基づいて実施される事業として行われる場合は2, 400万円、平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合は2, 625万円)</p>
--	---	---

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者 印
電 話

契 約 締 結 報 告 書

年 月 日付け 指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた工事請負契約等下記のとおり、締結したので報告いたします。

記

	契約年月日	契約金額（消費税込）
当初工事請負契約	年 月 日	円
変更契約	年 月 日	円

◎ 添付書類

- 入札執行関係書類（入札結果表及び入札書）の写し
- 契約書（変更）の写し

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者 印
電 話

工 事 着 手 報 告 書

年 月 日付け 指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた下記工事について、令和3年度豊明市認可保育所等整備補助金交付要綱第7条に基づき報告します。

記

工 事 名

契 約 金 額 円

- 添付書類 着手届
 工事工程表

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者
電 話

印

工 事 進 捗 状 況 報 告 書

年 月 日付け 指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた下記工事について、令和3年度豊明市認可保育所等整備補助金交付要綱第7条に基づき報告します。

記

工 事 名

契 約 金 額

円

- 添付書類 月進捗状況
 工事状況写真

※ 添付書類は、必要に応じ追加添付すること。